

⑥地域社会における差別事件

奈良県では、「川東大了」と名乗る男が二〇一一年一月二二日午後一時過ぎ、水平社博物館前の路上からハンドマイクを使用して、「目の前にあるエッタ博物館、非人博物館」「いいかげん出てこい、エッタども、エッタ、非人」などと水平社博物館や柏原地区住民にたいして差別語を連呼した事件で、財団法人水平社博物館(守安敏司・館長)は、八月二二日、「在日特権を許さない市民の会」の副会長で関西支部長の川東大了(大阪府枚方市)を名誉毀損罪で奈良地方裁判所に提訴した。訴状では、江戸時代以降、被差別部落出身者にたいして面と向かって「エタ、非人」と名指しすることはもともと露骨で端的な差別発言であるとしたうえで、被告(川東)が、部落問題、水平社運動に関する調査、研究をおこない、人権思想の普及と啓発に資する活動を目的とする財団法人にたいして、「エッタ博物館、非人博物館」と蔑称を投げつけ、「どエッタども、出てこい」などと挑発的言動を意図的におこなった前代未聞の差別事件であり、さらにこの言動の一部始終を自己の動画サイトに投稿し流布させる悪質極まりない差別行為であると断定。水平社博物館が被った社会的、精神的損害にたいする慰謝料として一〇〇〇万円とこれにたいする遅延損害金を請求している。奈良地裁では、一〇月一七日に第一回口頭弁論、一二月一九日に第二回口頭弁論、三月五日に第三回口頭弁論がおこなわれてきた。